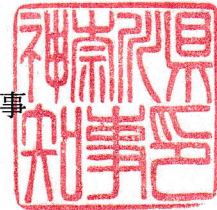


税指第 1090 号
平成 30 年 12 月 4 日

特定非営利活動法人ホテルのふるさと瀬上沢基金 様

神奈川県知事



個人県民税の寄附金税額控除の対象となる寄附金の指定通知書

次の寄附金について、神奈川県県税条例第 10 条第 1 項に規定する個人県民税の寄附金税額控除の対象となる寄附金として指定したので、通知します。

[控除対象寄附金の指定の内容]

- 1 寄附金を受領する者
特定非営利活動法人ホテルのふるさと瀬上沢基金
(横浜市港南区港南台九丁目 30 番 31 号)
- 2 寄附金の種類
1 に掲げる者の行う特定非営利活動促進法 (平成 10 年法律第 7 号) 第 2 条第 1 項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金 (神奈川県の区域外における施設の建設等のための費用に充てるために支出された寄附金を除く。)
- 3 寄附金税額控除の対象となる寄附金の支出の期間
平成 25 年 3 月 1 日から平成 35 年 2 月 28 日まで

問合せ先

総務局財政部税務指導課

課税第一グループ 人見、笹井

電話 (045) 210-2322 (直通)